

食品中に残留する農薬等の暫定基準（第1次案）に対する
意見の募集について

厚生労働省では、本年5月に公布された改正食品衛生法に基づき、食品中に残留する農薬、動物医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）について、いわゆるポジティブリスト制（基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）を公布後3年以内に導入することとしており、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、制度導入の具体化について御審議いただいた結果を踏まえ、今般、基準が設定されていない農薬等について、国際基準であるコーデックス基準等、科学的な評価に基づき残留基準が設定されている農薬等の基準を参考に暫定的な基準（以下「暫定基準」という。）の第1次案をとりまとめました。

つきましては、ポジティブリスト制の円滑な導入のため、当該暫定基準（第1次案）について広く意見を募集いたします。御意見のある場合には、下記の要領により提出して下さい。いただいた意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、本件については、平成15年10月28日（火）開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会においても報告予定です。

記

1. 募集期間

平成15年10月28日（火）～平成16年1月27日（火）（必着）

2. 資料の入手方法

厚生労働ホームページの「ご意見・標語等の募集」から入手可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/index.html>

3. 提出方法

意見は、理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい（様式は別紙参照）。電話での受付はできませんので、御了承下さい。

また、意見には必ず「残留農薬等の暫定基準（第1次案）について」と明記の上、提出して下さい。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
乳肉水産基準係・残留農薬係あて

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：positivelist@mhlw.go.jp

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課乳肉水産基準係・残留農薬係あて
(ファイル形式はテキスト形式でお願いします。)

4. 意見の提出上の注意

意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・職業を、法人の場合は法人名・所在地を記載して下さい。なお、寄せられた意見については、住所、電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを予め御了承願います。

農薬等のポジティブリスト制導入に係る薬事・食品衛生審議会における検討の経緯等についてお知りになりたい方は、以下に(参考)として掲げた厚生労働省ホームページを御参照下さい。

なお、現行基準に関する意見は、今回の意見募集の対象外ですので御注意下さい。また、試験法については、現在開発中であり、別途お示しすることとしています。

(参考)

食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会・乳肉水産食品部会合同部会(平成15年6月27日開催)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/06/s0627-22.html>

食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成15年8月1日開催)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0801-8.html>

5. 今後の予定

寄せられた意見を参考に、暫定基準(第2次案)の作成を含め薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会で必要な審議を行うこととしています。

その後、改めてパブリックコメントの募集やWTO通報など所要の手続を行うこととしています。

○総括的な意見の場合

住所：

氏名：

職業：

法人名：

所在地：

【内容】

○個別的な意見の場合

住所：

氏名：

職業：

法人名：

所在地：

物質名		No.	
食品名			
内容			

*個々の暫定基準案についての意見の場合は、根拠となる資料等も付してご提出下さい。